

上都賀厚生農業協同組合連合会  
鹿沼中央地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）運営規定

（事業の目的）

第1条 この規定は、上都賀厚生農業協同組合連合会が開設する鹿沼中央地域包括支援センター（以下「包括」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、包括の保健師、介護支援専門員、社会福祉士その他の職員（以下「担当職員」という。）が要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 包括の担当職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況や、その環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。

4 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

5 事業の運営に当たっては、鹿沼市、地域の保健、医療及び福祉機関等との綿密な連携を図るよう努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 鹿沼中央地域包括支援センター
- （2）所在地 栃木県鹿沼市上殿町960番地2号

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 包括に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者 1名  
管理者は、包括の担当職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- （2）担当職員  
保健師 1名  
介護支援専門員 1名  
社会福祉士 1名  
担当職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 包括の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。職員の職務条件は職員就業規則において定める。

- （1）営業日 月曜日～金曜日までとする。ただし、国民の祝日、年末年始（12月29日午後12時30分より1月3日まで）、8月15日は休業とする。

(2) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分までとする。

(指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

(1) 利用者の選択・同意に基づき介護予防サービス計画を作成する。

(2) サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、担当者の専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。

(3) 担当者による居宅訪問頻度数等

①提供開始月

②提供開始月の翌月から起算して3月に1回程度

③サービスの評価期間が終了する月

④利用者の状況に著しい変化があったとき。なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により、利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。

(4) モニタリングの結果を少なくとも1月に1回は記録する。

(5) その他指定介護予防支援の提供方法、内容については、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月厚生労働省令第37号)の規定によるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は鹿沼中央地区、加蘇地区、東大芦地区、西大芦地区とする。

(事故発生時の対応)

第8条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに管理者に報告し、鹿沼市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(苦情対応)

第9条 提供した介護予防支援サービス又は介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切な対応を行う。

(その他運営についての留意)

第10条 包括は、担当職員の資質向上を図るための研修会の機会を設けるものとする。

2 担当職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

3 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は上都賀厚生農業協同組合連合会と包括の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規定は、平成20年4月1日から施行する。

平成21年4月1日から第7条一部改訂する。